

愛知県地質調査業協会は名古屋港管理組合と2020年3月10日に「災害時における名古屋港管理組合が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等の支援に関する協定」を締結しました。



大野建設部長と鈴木会長

災害時における名古屋港管理組合が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等の支援に関する協定

名古屋港管理組合（以下「甲」という。）と一般社団法人 中部地質調査業協会愛知県支部 愛知県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における甲が管理する公共土木施設の緊急的な応急対策等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、名古屋港の臨港地区及び港湾区域（以下「名古屋港」という。）内に暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象に因り生じる被害（以下「災害」という。）が発生し、甲が管理する公共土木施設が被災した場合において、緊急的な応急対策の支援に関し、人員、資機材等の派遣手続きを定め、被害の拡大防止と迅速な災害復旧に資することを目的とする。

(応急措置の手続き等)

第2条 甲は、管理する公共土木施設に被害が発生するなど、必要と認めるときは被災状況に応じて、乙の会員を特定し、業務内容、日時及び場所を指定して文章又は口頭により出動の要請を行うものとする。

2 甲は、乙の会員を特定する際に使用可能資機材の状況、派遣可能人員に関する情報等を必要に応じて乙に求めることができる。

3 乙の会員は、甲から出動要請がありそれに応じた場合は、速やかに当該災害に関する応急措置を実施するものとする。

4 前項の応急措置は、被災箇所の点検・調査（土質・地質調査、空洞調査、計測管理等）・設計等の業務をいう。

(契約の締結)

第3条 甲は、乙の会員に出動要請し、乙の会員が応じたときは、遅滞なく契約手続きを進めるものとする。

(応急措置の特例)

第4条 甲は、名古屋港付近での災害時の対応として特に必要と判断した場合、乙の会員に名古屋港外へ出動要請を行うことができるものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の期間は、協定締結日より令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、

その後も同様とする。

(損害の負担)

第6条 応急措置の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は資機材等に損害が生じた場合、乙の会員は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

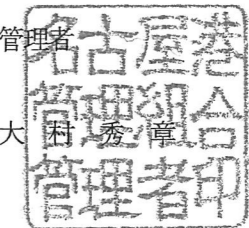
第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

令和2年3月10日

甲 名古屋港管理組合 管理者

愛知県知事 大村 秀章



乙 一般社団法人 中部地質調査業協会愛知県支部  
愛知県地質調査業協会

会長 鈴木 大

